作業環境の改善費用の一部助成

東京都では、「専業的家内労働者」のみなさんに、作業場の環境改善のための装置を取り付ける費用の一部を助成しています。

助成対象者

次の①~⑤の条件のすべてにあてはまる専業的家内労働者

- ① 都内に引き続き1年以上居住していること
- ② 有機溶剤作業等に従事し今後も継続する見込みがあること
- ③ 現在の作業環境で健康を害するおそれがあること
- ④ 自己負担部分の出資が可能であること
- ⑤ 前年事業所得が620万円以下であること (給与所得として申告している場合は、総収入が811万円以下であること)

助成内容

助成対象設備	1 台あたり 助成限度額
局所排気装置(集じん機を含む)	260,000 円
全体換気装置(換気扇)	40,000円
空気清浄装置(作業所用)	105,000円
型抜き機等の安全装置	158,000 円
その他の安全衛生設備	158,000円

- ※助成対象となるのは、新規に設置する装置の値段と工事費の合計です。既存装置の 修理及び撤去費用は、助成対象にはなりません。
- ※複数の設備を取り付ける場合、それぞれの設備が助成対象となります。
- ※局所排気装置は、作業場の広さなどに合わせてオーダーできます。

申込み・ 問い合わせ先

家内労働相談コーナー(労働環境課浅草分室) TEL 03 (3871) 4555 FAX 03 (3871) 4550

お気軽にご相談ください

装置の取付位置や作業台の配置などのご相談にも応じます。手続きや申請書の記入については、係員がご説明します。



